

# 消防法令違反対象物を

# 公表します！！

【運用開始】2019年4月1日～

## 常滑市消防本部

公表  
とは？

重大な消防法令違反をホームページ上で公表することで、皆さまが建物を利用する際に自ら調べることができ、安全性を判断することができる制度です。

対象の  
建物は？

### 特定防火対象物

(飲食店、物品販売店、旅館、病院など不特定多数の人が利用する建物)

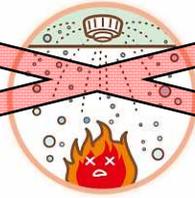


### 公表の対象となる消防法令違反とは？

屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



これらの設備が建物に  
設置義務があるにも関わらず

# 未設置

の場合



この建物で火災が発生した時に  
利用する私たちは本当に大丈夫かな？？？

常滑市消防本部 公表制度

検索

# 公表までの流れ

査察（立入検査）の実施

査察結果通知書の交付

関係者に対する公表の事前通知

# 公表

## 公表の時期

査察結果通知書を交付した日から14日を経過した日において、同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間公表します。

## 公表の方法

常滑市消防本部のホームページへの掲載、常滑市消防本部での紙面の閲覧です。

## 公表の内容

対象物名称	〇〇〇〇〇〇店
所在地	常滑市〇〇町〇丁目〇番地
違反内容	自動火災報知設備未設置

